

肺癌取扱い規約第8版「肺がん検診の手引き」改訂に関するQ&A

項目	該当部分	質問	回答
1.4.2) (2) b.	「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加すること	年度内に講習会実施の体制が整備できなかった場合、翌年度のがん検診に従事する医師は年度当初は講習会受講経験がないことになるが、翌年度中に講習会を受講すれば問題ないか。	講習会の体制整備が間に合わない場合には例外的に翌年度の受講も可とするが、できるだけ年度初期の開催が望ましい。
1.4.2) (2) b.	第二読影医 下記の1)、2)のいずれかを満たす医師 1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加すること 2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加すること	「3年間以上の肺がん検診読影経験」と「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加してれば、呼吸器科や放射線科の医師でなくても第2読影医の条件を満たすのか。	条件を満たす。
1.4.2) (2) b.	「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加すること	「5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医」という条件は、専門医資格は必要なのか。	「専門医資格」については、特に定めていない。
1.4.2) (2) b.	検診機関は、読影医の実態として、実際に読影する読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」の受講の有無等を把握し、市区町村や、都道府県の生活習慣病検診管理指導協議会からの求めに応じて提出しなければならない。	読影医の実態を把握するのは、検診機関か、市区町村か、都道府県か。	「胸部画像の読影の質に関する責務」を負っているのは、第一義的には「検診業務の委託を受けた検診機関」であることから、読影医の実態を把握するのは「検診機関」である。市区町村や都道府県は検診機関から当該情報を提供してもらう立場だが、「検診機関の提供する情報を確認する必要がある場合」には、必要に応じて情報の正確性に関して確認をすべきである。
1.4.2) (2) b. 1.5.1) (1)	「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」の受講の有無等を把握し、市区町村や、都道府県の生活習慣病検診管理指導協議会からの求めに応じて提出しなければならない。	受講の有無の確認方法について。自施設以外（他検診機関、自治体、貴会等）が実施する講習会を受講した場合、受講の有無は何をもって確認すればよいか。自己申告でもよいか。	検診機関が読影医の受講の有無を確認する際には、原則として受講証や受講者リストの写しで確認して頂きたい。
1.4.2) (2) b. 1.5.1) (1)	「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」の受講の有無等を把握し、市区町村や、都道府県の生活習慣病検診管理指導協議会からの求めに応じて提出しなければならない。	症例検討会や読影講習会を開催した場合、受講者に対して受講証等を発行するのか。	症例検討会や読影講習会を開催した際には、原則として受講証・参加証等を発行して頂きたい。
1.5.1) (1)	自機関内での検診結果の把握・集計・分析においては、自機関以外のがん検診の専門家・肺癌診療の専門家を交えた委員会を年1回以上行うべきである。市区町村や医師会が設置するものに参加する形式でもよい。	市区町村や医師会が設置する委員会とはどのようなものを想定しているか。	「精度管理のための委員会：当該地域内での検診結果を総合して把握・集計・分析する委員会」を想定している。
1.5.1) (1)	自機関内での検診結果の把握・集計・分析においては、自機関以外のがん検診の専門家・肺癌診療の専門家を交えた委員会を年1回以上行うべきである。市区町村や医師会が設置するものに参加する形式でもよい。	「（自機関内での検診結果の把握・集計・分析のため）がん検診の専門家・肺癌診療の専門家を交えた委員会」というのは「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」とは異なるものか。	前者は「精度管理のための委員会：当該地域内での検診結果を総合して把握・集計・分析する委員会」を想定しており、後者は「医師の読影力向上のための研修的な内容のもの」を想定しており、全く異なる。ただし、地域・施設によっては同日に実施することができる場合もあり得る。
1.5.1) (2)	読影医の条件の一つである「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」を年1回以上行い、読影の実務を担当するすべての医師の受講を義務付ける。この症例検討会や読影講習会では、発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める。	当施設では、読影医が一同に会することは困難であり、前年の読影困難例、診断困難例を拾い上げ、各読影医がそれぞれ個別に閲覧確認し、その閲覧記録を残す方法をとる予定だが、症例検討会の代行と認められるか。	各施設で、単に「DVDを配布した」「ファイルを開いたことのみを確認した」ではなく、確かに読影医の読影技術向上に資することを確認できるような形で行えば良い。たとえば「DVD内に簡単な小テストを含めておき、その回答を提出してもらうことで視聴確認とする」などの方法が考えられる。
1.5.1) (2)	この症例検討会や読影講習会では、発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める。	症例検討会や読影講習会については、実施規模（症例数や参加者数等）や内容のレベル、実施形式（ワークショップ、座学等）についてどのようなものを想定されているか。	精度管理に役立てると共に、読影医の読影力の涵養にも資するようなものが望ましい。その目的に沿うようなものであれば、地域・施設の実情があるため、必ずしも画一的なものである必要はない。あまりに短時間で上記の目的が達せられないようなものや、市区町村が行う検診の運用説明会は対象とはならない。
1.5.1) (2)	この症例検討会や読影講習会では、発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める。	症例検討会をどのように実施すれば良いのかわからない。	「症例検討会の進め方の一例」を、日本肺癌学会ホームページの「肺がん検診について」のページに掲載してある。講師の選定法、症例の選抜法や提示方法などについて詳述している。また、2020年12月発行予定の日本肺癌学会機関紙である雑誌「肺癌」の中の「肺がん検診の手引き 2020年改訂のねらい」と題した論文に、考え方について述べているので参考にされたい。
1.5.1) (2)	この症例検討会や読影講習会では、発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から現状として集合形式での開催は困難であるため、症例検討会や読影講習会をwebを用いて実施してもよいか。	コロナ感染症は未曾有の事態であり、今年度は弾力的な運用で差し支えない。
1.5.1) (2)	この症例検討会や読影講習会では、発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める。自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	「症例検討会」「読影講習会」「施設・自治体・学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」はそれぞれ等価と考えて良いか。	なるべく「自施設・自地域での読影に関する症例検討会」を行い「発見例や偽陰性例のレビュー」を行い、撮影条件や読影診断能の向上に努めることが、自施設における精度管理上からも望ましい。難しい場合に、その他の代替案でも許容する、という意味である。

1.5.1) (2)	この症例検討会や読影講習会では、発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める。自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	区や区医師会で講習会を開催する場合、講習会の内容や講師の資格などは定められているのか。	なるべく「自施設・自地域での読影に関する症例検討会」を行い、その際には「発見例や偽陰性例のレビューを行い、撮影条件や読影診断能の向上に努める」ことが望ましいが、体制が取れない場合には別のもので代用でもやむを得ない。講師の資格は特に規定していない。
1.5.1) (2)	自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	日本肺癌学会以外が主催するセミナー・講習会でも良いか。	「日本肺癌学会『等』」とあるように、日本肺癌学会が主催するものだけを対象としているわけではなく、他の学会や医師会が主催するセミナーや講習会でも良い。ただし「胸部画像の読影に関するもの」でなければならない。
1.5.1) (2)	自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	「セミナー・講習会」が「胸部画像の読影に関するもの」かどうかは誰が判定するのか。	「胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」であるかどうかは「検診機関」が判断する。「読影とは無関係なもの」を誤って「適切」と判定してはならない。
1.5.1) (2)	自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することができるか、それははいつ開催されるのか？	日本肺癌学会が主催するものだけを対象としているわけではなく、他の学会や医師会が主催するセミナーや講習会でも良い。日本肺癌学会では、年に1回学術集会時に「胸部画像読影に関するセミナー」を2-3時間かけて行っている。
1.5.1) (2)	自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	日本肺癌学会が学術集会時に開催する胸部画像読影に関するセミナーでは、出席証明を発行するのか？あるいは学会参加証明だけで良いのか？	なるべく「当該セミナーの受講証・参加証など」を得ることが望ましい。ただし、令和2年度はコロナ禍のため学会等の運営方法自体が未決定であることも多いので、特例として考えてもやむを得ないものとする。
1.5.1) (2)	自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	日本肺癌学会主催の「医療従事者セミナー」は「胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」の対象となるか。	日本肺癌学会主催の「医療従事者セミナー」は「胸部画像読影に関するセミナー」ではないので、対象とならない。
1.5.1) (2)	自施設で開催が困難な場合は、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会への受講で代行することは可能である。	日本肺癌学会では、セミナー等の開催方法につきwebでの動画配信（E-ラーニング等）を検討しているか。	検討はしているが、実施の可否に関しては未定である。
1.5.1) (2)	喀痰細胞診については、自施設で症例検討が可能でない場合は、日本臨床細胞学会や細胞検査士会等が行う講習会や、日本肺癌学会もしくは日本臨床細胞学会のwebサイトに公開されている「肺がん検診における喀痰細胞診の判定区分別標準的細胞」を随時参照することで症例検討会の代行とすることは可能である。	喀痰細胞診については左記のとおりwebサイトの参照により症例検討会の代行となるが、胸部エックス線検査についてもwebサイトの参照で症例検討会の代行とすることは可能か。可能である場合、貴会にて当該webサイトを作成する予定はあるか。	喀痰細胞診はそもそも要精検の症例数が著しく少ないので、胸部X線と同じように扱えない。胸部X線に関しては、検診で要精検となる数が比較的多いので、「症例検討会」の開催が精度管理上も最も望ましい。現在、本学会の非会員が使用できる画像読影能力涵養に資するWebサイトはない。今後については検討中である。
1.5.1) (3)	(市区町村は) 都道府県と協力して検診機関に対しての調査を行い、実施の有無および従事するすべての読影医師の受講の有無を確認するべきである。	受講の有無の確認方法について。受講の有無は何をもって確認すればよいか。受講証等を発行しない場合は、本人への口頭確認（自己申告）でよいのか。	読影医の受講の有無を確認するのは検診機関であり、自治体は検診機関から当該情報を提供してもらう立場だが、「検診機関の提供する情報を確認する必要がある場合」には、受講証や受講者リストの写しを入手し確認して頂きたい。自治体等が症例検討会等の運営に関与する場合には、受講証の発行や受講者リストの作成などを実施して頂きたい。
1.5.1) (4)	(都道府県は) 市区町村と協力して検診機関に対して調査を行い、実施の有無および従事するすべての読影医師の受講の有無を確認するべきである。	受講の有無の確認方法について。受講の有無は何をもって確認すればよいか。受講証等を発行しない場合は、本人への口頭確認（自己申告）でよいのか。	読影医の受講の有無を確認するのは検診機関であり、自治体は検診機関から当該情報を提供してもらう立場だが、「検診機関の提供する情報を確認する必要がある場合」には、受講証や受講者リストの写しを入手し確認して頂きたい。自治体等が症例検討会等の運営に関与する場合には、受講証の発行や受講者リストの作成などを実施して頂きたい。